

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 9月28日

茨城県監査委員	菊池敏行
同	常井洋治
同	岡野栄治
同	羽生健志

1 実施方針

各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

また、補助事業全体をとおして事業の効率性、有効性等を検証する。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

2 監査の対象団体 2 団体

団体名	出資金, 補助金, 貸付金等の内容
社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会	○公の施設の指定管理料 ・茨城県立こども病院 420,979,446 円
公益財団法人茨城県企業公社	○出資金 ・県出資金 30,000,000 円

3 監査実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

4 監査対象年度

平成 28 年度

5 財政的援助団体等監査の結果

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意とする。

監査の結果、指摘事項及び注意事項は認められなかった。